



香港民主化運動に関する米国の対中規制及び日本企業の留意点

執筆者: 中島 和穂、平家 正博、稲岡 優美子

1. はじめに

2019年2月に、香港政府が逃亡犯条例改正案を発表したことに端を発し、香港では、デモが拡大し、警察との衝突が相次ぎました。また、2020年6月30日、中国の全国人民代表大会常務委員会で香港国家安全維持法が可決され、成立したことを受けて、各国から、香港の一国二制度が崩れたとの懸念が示される事態が生じました。このような中、米国の議会や政府は、中国の動きに対抗する形で、以下の一連の措置を講じています。

2019年11月27日: 米国香港人権・民主主義法(Hong Kong Human Rights and Democracy Act)の成立

2020年5月29日: トランプ大統領が香港に対する優遇措置の停止を宣言

2020年7月14日: 米国香港自治法(Hong Kong Autonomy Act)の成立

米国大統領令 13936 号を発令

上記の措置は、香港の自治喪失や表現の自由に対する制限が米国の安全保障や外交政策にとって脅威になることを理由として、その脅威をもたらす個人や企業との取引を制限したり、中国本土とは異なり、香港が享受してきた特別な地位を失わせるものですが、その個人や企業と取引したり、香港でのビジネスに従事する日本企業にも影響が生じています。これらの措置は、トランプ政権下で執られたものですが、米国議会において超党派の賛成により成立した香港自治法の存在等もあり、バイデン政権下でも維持又は強化されるとの見方が強いように思われます。そこで、本ニューズレターでは、香港問題を理由とする米国措置について、制裁措置を中心に取り上げるとともに、最後に、当該措置に関する日本企業の留意点について取り上げたいと思います。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めている必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

2. 制裁措置

(1) 米国制裁法の概要

ウイグル問題に関する米国の対中規制を取り上げた 2020 年 12 月 17 日号ニューズレター¹でも説明しましたが、米国では、自国の安全保障や外交政策の観点から、特定の国や個人・団体との取引を規制する様々な法律があり、それらは纏めて制裁法と呼ばれています。

制裁法は、主に米国財務省外国資産管理室(Office of Foreign Assets Control、OFAC)により執行されていますが、①特定の国との取引を包括的に規制するもの、及び、②特定の個人又は団体との取引を規制するものがあります。中国関連の制裁は、以下で説明する香港人権・民主主義法、香港自治法及び大統領令 13936 号も含めて、後者の手法がとられています。後者の個人や団体は、OFAC が作成するリスト(List of Specially Designated Nationals and Blocked Persons、SDN リスト)に掲載されており、ネット上での検索が可能となっています²。

また、SDN リスト掲載者のみならず、いわゆる「50%ルール」に基づき、SDN リスト掲載者によって直接的・間接的に 50%保有されている者も制裁対象となります。さらに、制裁対象者へ重大な(materially)支援をする者も、SDN リストに掲載されるリスクがあります。

SDN リスト掲載者や 50%ルールに基づく制裁対象者に対する措置は、米国内の資産凍結や米国入国禁止等が一般的です。

(2) 香港関連制裁の内容

ア 香港人権・民主主義法

2019 年 11 月 27 日、香港の民主化運動が活発化し、香港警察との衝突が激化する中で制定された香港人権・民主主義法は、国務長官に対して、香港において中国本土からの自治が十分に確保されているか否か等について議会へ報告することを義務づけています(同法 4 条)。また、同法は、大統領に対して、香港において人権侵害を行った個人又は団体のリストを議会に報告することや、当該個人又は団体に制裁(米国への入国禁止や、米国内資産の凍結等)を発動することを義務づけています(同法 7 条)。

2020 年 5 月 28 日には、同法に基づき、国務長官が、香港に中国本土と異なる扱いを与えるべき高度な自治は認められない旨を議会に報告しました³。他方、上記の議会への個人や団体リストの報告や制裁発動については、同年 7 月、後述の香港自治法や米国大統領令 13936 号が成立したことも影響してか、その後、目立った動きは見られません。

イ 大統領令 13936 号

米国大統領は、後述する香港自治法への署名と同日に、香港人権・民主主義法、香港自治法、国際緊急経済権限法等を根拠に、大統領令 13936 号を発令しました。大統領令 13936 号は、1992 年香港政策法 201 条(a)に基づき香港に与えられていた優遇措置を撤回するとともに(後述)、香港の民主化運動や香港自治を害する外国人に対する制裁を設けています。後者の制裁に関しては、大統領令 13936 号 4 条に基づき、国務長官又は財務長官が以下の要件に該当すると判断する外国人について、その米国内の資産等が凍結されます。

¹ 西村あさひ法律事務所企業法務ニューズレター「ウイグル問題に関する米国の対中規制及び日本企業の留意点」(https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters/corporate_201217.html)。

² 米国財務省外国資産管理室 “Sanctions List Search”, (<https://sanctionssearch.ofac.treas.gov/>)。

³ 米国国務省 “2020 Hong Kong Policy Act Report” (May 28, 2020), (<https://www.state.gov/2020-hong-kong-policy-act-report/>)。

- ① 香港国家安全維持法に基づく権限に基づき、個人を抑圧、逮捕、勾留若しくは収監することに、直接若しくは間接に関与した、又は、香港国家安全維持法の立案、制定若しくは執行について責任がある若しくは関与した者(同条(a)(i))
- ② 香港の民主的な手続や機関を損なう行為や政策、香港の平和・安全・安定・自治を脅かす行為や政策、香港市民の表現の自由や集会の自由を制限する検閲その他の活動、又は国際的に認められた人権の重大な侵害等について、直接又は間接に責任があり、共謀し又は従事した者(同条(a)(ii))
- ③ 団体(政府機関を含む)又はその構成員が、上記①又は②に掲げる行為(但し、国際的に認められた人権の重大な侵害等の場合を除く)を行った場合、又は、団体の財産が大統領令 13936 号によって凍結されている場合における当該団体の指導者又は職員(同条(a)(iii))
- ④ 大統領令 13936 号 4 条により、財産が凍結された個人若しくは団体に対して重要な支援、援助、又は金銭的・物質的・技術的支援若しくは商品やサービスを与えた者、同条によりその財産が凍結された個人若しくは団体によって、直接若しくは間接に、所有若しくは支配されている者、又は、同条によりその財産が凍結された個人若しくは団体の代理をし若しくは代理をしようとした者(同条(a)(iv)(v))
- ⑤ 大統領令 13936 号 4 条により財産が凍結された団体の取締役会のメンバー又は上級執行役員(同条(a)(vi))

2020 年 8 月 7 日、国務長官及び財務長官は、同大統領令に基づき、香港国家安全維持法の執行等に関与したことや香港の自治を脅かしたこと等を理由として 11 人の個人を SDN に指定しました。この 11 人には香港の行政長官であるキャリー・ラム、司法長官、安全保障長官、香港警察長官、香港国家安全維持公署署長、香港を担当する中国政府高官等が含まれています⁴。また、2020 年 11 月 9 日、香港国家安全維持公署副署長等を含む 4 人が追加の指定を受けました⁵。さらに、2020 年 12 月 11 日、中国の全国人民代表大会常務委員会が香港の民主派議員 4 人から議員資格を剥奪したことを受け、全国人民代表大会常務委員会副委員長の 14 人が追加で制裁の対象とされました⁶。

なお、大統領令 13936 号に基づく制裁の内容は後述する香港自治法において定められた制裁の内容と重複していますが、大統領令に基づく制裁は、香港自治法で求められる議会への報告が不要であるため、大統領が迅速に制裁を科すことができるという特徴があります。実際に、上記のとおり、大統領令に基づく制裁は、香港自治法に基づく措置に先立って、2020 年 8 月 7 日に制裁対象者を特定して開始され、その後も香港の情勢の変化に合わせてタイムリーに制裁対象者が追加されています。

ウ 香港自治法

2020 年 7 月 14 日、米国は、中国が香港国家安全維持法を制定したことを受けて、香港自治法を制定しました。香港自治法は、その主要な内容として、①香港自治の侵害に「重要な貢献」(materially contribute)をする「外国人」、及び、②当該外国人と「重大

⁴ 米国国務省 “The United States Designates Individuals in Hong Kong for Curtailing Promised Freedoms” (August 7, 2020), (<https://www.state.gov/the-united-states-designates-individuals-in-hong-kong-for-curtailling-promised-freedoms/>).

米国財務省 “Treasury Sanctions Individuals for Undermining Hong Kong’s Autonomy” (August 7, 2020), (<https://home.treasury.gov/news/press-releases/sm1088>).

⁵ 米国国務省 “Designations of Four PRC and Hong Kong Officials Threatening the Peace, Security, and Autonomy of Hong Kong” (November 9, 2020), (<https://www.state.gov/designations-of-four-prc-and-hong-kong-officials-threatening-the-peace-security-and-autonomy-of-hong-kong/>).

米国財務省 “Syria Designations; Syria-related Designations; Hong Kong-related Designations” (November 9, 2020), (<https://home.treasury.gov/policy-issues/financial-sanctions/recent-actions/20201109>).

⁶ 米国国務省 “Designations of National People’s Congress Officials Undermining the Autonomy of Hong Kong” (December 7, 2020), (<https://www.state.gov/designations-of-national-peoples-congress-officials-undermining-the-autonomy-of-hong-kong/>).

米国財務省 “Hong Kong-related Designations” (December 7, 2020), (<https://home.treasury.gov/policy-issues/financial-sanctions/recent-actions/20201207>).

な取引」(significant transaction)がある外国金融機関に対する制裁規定を設けています。

(ア) 香港自治の侵害に「重要な貢献」をする「外国人」

香港自治法は、国務長官が、財務長官との協議の上、同法の施行から 90 日以内に、中国が 1984 年 12 月 19 日に署名した英中共同声明及び 1990 年 4 月 4 日に制定された香港基本法で定められた義務を履行しないことについて「重要な貢献」(materially contribute)をした「外国人」(以下「報告対象外国人」)を特定し、議会に報告することを求めています(同法 5 条(a))。これらの報告は随時更新され、毎年議会に再提出するものとされています(同法 5 条(e)(1))。なお、英中共同声明や香港基本法は、香港がイギリスから中国に返還されるにあたり、中国が香港について一国二制度を維持し、香港市民には基本的人権が保障されること等を定めています。

- ・ 「外国人」とは、米国人(米国人若しくは米国永住権を有する者、米国法に基づき設立された団体又は米国に所在する個人若しくは団体)以外の個人又は団体を指します(同法 2 条(1)参照)。
- ・ 「重要な貢献」の有無は、外国人が、香港市民が表現の自由、集会の自由、法の支配等を享受し若しくは民主的手続に参加することを妨げる行動、又は、その他の方法で香港の高度な自治を損なう行動を取ったかにより判断されます(同法 5 条(g))。

報告対象外国人による重要な貢献が、(a)英中共同声明及び香港基本法に定められた中国の義務に反する重要かつ継続的な悪影響が生じておらず、(b)将来繰り返される可能性が低く、かつ、(c)報告対象外国人によって講じられた積極的な対抗策によって覆されたり、他の方法で最小化されている場合には、米国大統領は、上記議会への報告対象から排除したり、一旦報告対象となっても、次段落で述べる制裁を発動する前に報告対象から削除することができます(同条(d)(1))。

米国大統領は、報告対象外国人が議会への報告に含まれた日以降、米国の管轄に服し、かつ、報告対象外国人が持分を有する財産に関して、一切の取引、処分等を禁止して当該財産を凍結するとともに、報告対象外国人が個人である場合にはビザの発給を停止し、米国に入国させないという制裁を科すことができるとされています(同法 6 条)。また、議会への報告から 1 年以内に、米国大統領は、これらの資産凍結又はビザ停止・入国禁止措置を講じなければならないとされています。つまり、制裁発動は、報告書への掲載当初は政府に裁量を与えられていますが、1 年以内に制裁することが義務づけられるという内容になっています。

そして、2020 年 10 月 14 日、国務長官は、香港自治法 5 条(a)に基づき、10 名の個人を特定しています。これらの者は、同年 8 月 7 日、上記の大統領令 13936 号に基づいて既に資産凍結措置が発動されています⁷。

(イ) 報告対象外国人と「重大な取引」(significant transaction)がある外国金融機関

香港自治法は、米国財務長官が、国務長官と協議の上で、5 条(a)に基づく報告対象外国人の報告から 30 日から 60 日の間に、報告対象外国人と「重大な取引」(significant transaction)を「知りながら」行った外国「金融機関」(以下「報告対象外国金融機関」)を特定して報告することとされています(同法 5 条(b))。これらの報告も随時更新され、毎年議会に再提出するものとされています(同法 5 条(e)(1))。

⁷ 米国国務省 “Identification of Foreign Persons Involved in the Erosion of the Obligations of China Under the Joint Declaration or the Basic Law” (October 14, 2020), (<https://www.state.gov/identification-of-foreign-persons-involved-in-the-erosion-of-the-obligations-of-china-under-the-joint-declaration-or-the-basic-law/>)。)

- ・ 「金融機関(financial institution)」は、合衆国法典 31 編 5312 条(a)(2)と同義と定義されており(同法 2 条(6))、その対象には、銀行、保険会社、クレジットカード会社、ローン会社、旅行代理店、乗り物(自動車、航空機、船舶)の販売に従事する会社等、幅広い会社が含まれます。
- ・ 「知りながら(knowingly)」は、実際にその行動・状況・結果を認識していた場合と定義されており(同法 2 条(9))、他の制裁法との関係で用いられている、置かれた状況の下で認識できたはずである(過失)との基準は用いられていません。
- ・ 「重大な取引(significant transaction)」については、香港自治法では定義は置かれていません。様々な事情が総合的に考慮されることとされていますが、一般的には、取引の規模・数・頻度、取引の性質、経営陣による認識及び取引がパターンの一部であるか、当該取引と香港自治法 5 条(a)で特定された報告対象外国人との関連性の程度、取引が同法の目的に与える影響、取引に欺瞞的要素があるか等が考慮されるとされています⁸。

報告対象外国金融機関による重大な取引が、(a)英中共同声明及び香港基本法に定められた中国の義務に反する重要かつ継続的な悪影響が生じておらず、(b)将来繰り返される可能性が低く、かつ、(c)報告対象外国金融機関によって講じられた積極的な対抗策によって覆されたり、他の方法で最小化されている場合には、米国大統領は、上記議会への報告対象から排除したり、一旦報告対象となっても、次段落で述べる制裁を発動する前に削除することができます(同条(d)(2))。

大統領は、財務長官が上記報告を行ってから 1 年以内に、報告対象外国金融機関に対して、以下の制裁メニューの内、少なくとも 5 つの制裁を科すことが義務づけられています(同法 7 条(a)(1))。また、大統領は、財務長官が上記報告を行ってから 2 年以内に、報告対象外国金融機関に対して、以下の制裁を全て科さなければならないとされています(同法 7 条(a)(2))。つまり、外国金融機関は、議会への報告対象となった場合に直ちに制裁が発動されるわけではなく、是正の機会を与えられているといえます。

- ① 米国の金融機関から外国金融機関へ貸付の禁止
- ② 連邦準備制度理事会及びニューヨーク連邦準備銀行が外国金融機関を米国債のプライマリーディーラーに指定することの禁止
- ③ 米国政府の資金を外国金融機関に預託することの禁止
- ④ 米国の管轄に服し、かつ、外国金融機関が関与する外国為替取引の禁止
- ⑤ 米国の管轄に服し、かつ、外国機関が関与する送金及び支払いの禁止
- ⑥ 米国の管轄に服し、かつ、外国金融機関が持分を有する財産に関する一切の取引の禁止
- ⑦ 米国の管轄に服する貨物、ソフトウェア及び技術の外国金融機関への輸出、再輸出及び国内移転の禁止
- ⑧ 外国金融機関の資本又は負債証券についての米国人の投資又は購入の禁止
- ⑨ 外国金融機関の役員又は支配株主である外国人が米国に入国することの禁止
- ⑩ 外国金融機関の主要執行役員に対し上記①-⑧の制裁を科すこと

上記のとおり、2020 年 10 月 14 日、国務長官が、香港自治法 5 条(a)に基づき報告対象外国人を報告した後、2020 年 12 月 11 日、財務長官は、外国金融機関に関する報告書を提出しました。この報告書の中では、外国金融機関は特定されませんでした⁹、今後も調査を継続し、随時報告書をアップデートすると述べています⁹。

⁸ 米国財務省 “Frequently Asked Questions, Hong Kong-related Sanctions” (October 14, 2020), (<https://home.treasury.gov/policy-issues/financial-sanctions/faqs/topic/5571>)。

⁹ 米国財務省 “Report Pursuant to Section 5(b) of the Hong Kong Autonomy Act” (https://home.treasury.gov/system/files/126/hkaa_report_12112020.pdf)。

3. 香港に対する優遇措置の撤廃

香港は、1997年7月1日にイギリスから中国に返還された後も、1992年米国香港政策法201条(a)に基づき、米国法上、香港は中国と異なる取扱いがなされ、香港に対して優遇措置が取られていました。しかし、2020年に入り、このような香港に対する優遇措置を撤廃する動きが見られました。

まず、2020年5月28日、香港人権・民主主義法に基づき、ポンペオ国務長官が、香港に中国本土と異なる扱いを与えるべき高度な自治は認められない旨を議会に報告し、その翌日には、トランプ大統領が香港に認めてきた優遇措置を撤廃する手続を進めるよう指示すると述べました¹⁰。香港国家安全維持法の成立直前の同年6月29日、国務長官は、香港に対する防衛機器の輸出を停止し、防衛・デュアルユース技術に関する中国への輸出規制を香港にも同様に適用すると述べ¹¹、同月30日、米国商務省産業安全保障局(Bureau of Industry and Security, BIS)は香港に認められていた米国輸出規制上の優遇措置を停止しました(後述)。さらに、同年7月14日に署名された大統領令13936号は、輸出規制のみならず、1990年移民法や1952年移民国籍法、国防生産法等において香港に中国と異なる取扱いを認めないことや、米国香港間の逃亡犯罪人引渡条約や受刑者移送条約の撤廃等、様々な措置を挙げています。

以下では、香港に対する優遇措置撤廃のうち、日本企業にとって重要と思われる輸出規制及び原産地表示の点について触れます。

(1) 米国輸出規制上の優遇措置の撤廃

米国では、米国原産品目を主とする品目のうち、デュアルユース品目(民生用及び軍事用の双方に用いることができるもの)や機微度の低い軍用品目等の輸出、再輸出又は国内移転について、BISが、米国輸出管理規則(Export Administration Regulations, EAR)に基づき規制しています。EARは、上記規制対象品目について、①米国の外交政策や安全保障上脅威となる特定の仕向地・用途・需要者等への輸出等について事前取得を義務づけたり、禁止するというように、「用途や需要者」の観点から規制するとともに、②品目自体の機微度が高いものについて、商務省規制品目リスト(Commerce Control List, CCL)に掲載し、規制理由と仕向国に応じて、当該品目の輸出等についてBISの事前許可を取得する義務を課すという「品目の機微度」の観点からの規制を掛けています。

また、EARには、上記②の「品目の機微度」の観点からの規制に関し、特定の仕向地や用途の条件を満たす場合、BISから事前許可を取得する義務を免除する許可例外制度が存在します。許可例外が適用されるかは仕向地により大きく異なっており、中国本土は、旧共産圏諸国等を含む懸念国のグループであるD1というカントリーグループに分類される一方、香港は旧自由圏諸国等を含むA6やBというカントリーグループに分類されていたため、今まで、香港にはより幅広い許可例外が認められていました¹²。

2020年5月29日にトランプ大統領が香港に対する優遇措置の停止を宣言したこと等を受け、BISは、2020年6月30日以降、EARにおいて香港は中国と同様の扱いとする旨を発表しました¹³。その後、当該措置について正式に規制が改正され、香港は中

¹⁰ ホワイトハウス “Remarks by President Trump on Actions Against China” (May 29, 2020), (<https://www.whitehouse.gov/briefings-statements/remarks-president-trump-actions-china/>)。

¹¹ 米国国務省 “U.S. Government Ending Controlled Defense Exports to Hong Kong” (June 29, 2020) (<https://www.state.gov/u-s-government-ending-controlled-defense-exports-to-hong-kong/>)。

¹² 許可例外の内容についてはEAR Part 740 (<https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/regulations-docs/2341-740-2/file>) 参照。カントリーグループについてはEAR Supplement No.1 to Part 740 - Country Groups (<https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/regulation-docs/2255-supplement-no-1-to-part-740-country-groups-1/file>) 参照。

¹³ BIS “Suspension of License Exceptions for Hong Kong” (June 29, 2020) (<https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/pdfs/2568-suspension-of-license-exceptions-for-exports-and-reexports-to-hong-kong/file>)。

国本土と同じ扱いを受けることによって、香港がカントリーグループ A6・B に分類されることによって認められていた許可例外が適用されなくなることや、軍사용途・エンドユーザーに対する輸出規制等、中国に対する輸出規制に香港も同様に服することが明確になり、香港はより厳しい輸出規制の対象となりました¹⁴。

(2) 原産地表示における香港産表示の撤廃

米国では、1930 年関税法 304 条(合衆国法典 19 編 1304 条)に基づき、輸入品の原産地を表示する必要があります。大統領令 13936 号 2 条により、1992 年米国香港政策法 201 条(a)に基づく香港の中国と別異の取扱いは関税法についても適用されなくなったため、これまで香港産と表示されていた輸入品も中国産と表示しなければならなくなりました¹⁵。但し、関税率は引き続き香港産として算出される点に留意する必要があります¹⁶。

4 日本企業の留意点

香港の民主化運動を巡る米国の対中制裁に関しては、特に以下の点に留意すべきと考えられます。

まず、制裁法の観点からは、(i)香港の自治の阻害等を理由として制裁対象とされている者と重大な取引をする外国金融機関や、(ii)そのような者に重大な支援を行う者も制裁対象となりうる点に注意が必要です。具体的には、香港自治法が規定する外国金融機関への制裁には、米国金融機関が関与する外国為替取引や送金の禁止が含まれているため、制裁対象となる外国金融機関には多大な影響が生じます。既述のとおり、「金融機関」の定義は広いため、自社がこの定義に該当するか否かを検討する必要があります。そして、「金融機関」に該当する場合には、香港自治法 5 条(a)に基づき特定された外国人との取引が行われていないかを確認する必要があります。また、大統領令 13936 号も、制裁対象者に重要な支援、援助、又は金銭的・物質的・技術的支援若しくは商品やサービスを与えた場合に、制裁対象となる可能性がある点も、注意する必要があります。さらに、香港自治法や大統領令 13936 号に基づく制裁の対象者リストは、事前予告なく随時更新されますので、更新に対応する体制の構築も必要となります。

次に、輸出規制の観点からは、香港であることを理由に認められてきた許可例外が使えなくなる等、規制が変更されています。今後香港向けに新規の取引を行う場合に留意する必要があることは勿論、既存取引を継続する場合も、これまでの取引が廃止された上記許可例外等に依拠したものであるか否かを検証することが重要です。また、従来米国内で香港産と表記していた香港からの輸入品は中国産と表示することになる点も注意が必要です。

香港については、2020 年 12 月 11 日に、中国政府に批判的な論調で知られる香港の新聞「リング日報」の創業者の黎智英氏が、外国の勢力と結託し、国家の安全に危害を加えたとして香港国家安全維持法違反の罪で起訴され、諸外国からの強い非難

¹⁴ 2020 年 12 月 23 日付け連邦官報 “Removal of Hong Kong as a Separate Destination Under the Export Administration Regulations” (<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2020-12-23/pdf/2020-28101.pdf>)。

¹⁵ 2020 年 8 月 11 日付け連邦官報 “Country of Origin Marking of Products of Hong Kong” (<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2020-08-11/pdf/2020-17599.pdf>)。

¹⁶ U.S. Customs and Border Protection, “Frequently Asked Questions – Guidance on Marking of Goods of Hong Kong – Executive Order 13936”, (<https://www.cbp.gov/trade/rulings/frequently-asked-questions-guidance-marking-goods-hong-kong-executive-order-13936>)。

を受ける等、状況はいまだ変化し続けているため、米国のみならず諸外国が今後中国の動きに対してどのような措置をとるかを注視する必要があります。



なかじま かずほ
中島 和穂

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

k_nakajima@jurists.co.jp

2001 年東京大学法学部第一類卒業、2002 年弁護士登録、2009 年コロンビア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2010 年ニューヨーク州弁護士登録。2009-2010 年ニューヨークのワイル・ゴッチャル&マンジズ法律事務所勤務、2016-2019 年ドバイ駐在員事務所代表。M&A、国際取引、規制対応、訴訟・紛争を中心とする企業法務全般を支援している。事業再生局面での官民ファンドによる M&A、証券会社と証券取引所間の巨額の損害賠償紛争、日本で初めての買収防衛策の導入、世界に拠点を有する企業間の統合、地政学的なリスクを抱える中東への進出案件、M&A の価格調整における巨額の仲裁案件等、様々な論点が複雑に絡む案件の経験が豊富。

近時は、安全保障、技術覇権やテロ対策に関する国際社会の関心の高まりを踏まえて、非米国企業にとっての米国の経済制裁や輸出・再輸出規制、及び、日本の輸出規制やマネーロンダリング規制に関する案件に多数関与している。



へいけ まさひろ
平家 正博

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

m_heike@jurists.co.jp

2008 年弁護士登録。2015 年ニューヨーク大学ロースクール卒業(LL.M.)。2015-2016 年ブリュッセルのクリアリー・ゴットリーブ・スティーン アンド ハミルトン法律事務所に出向。2016-2018 年 経済産業省 通商機構部国際経済紛争対策室(参事官補佐)に出向。現在は、日本等の企業・政府を相手に、貿易救済措置の申請・応訴、WTO 紛争解決手続の対応、米中貿易摩擦への対応等、多くの通商業務を手掛ける。



いなおか ゆみこ
稲岡 優美子

西村あさひ法律事務所 弁護士

y_inaoka@jurists.co.jp

2018 年弁護士登録。2017 年東京大学法学部卒業。貿易救済措置に係る対応や WTO 紛争解決手続への対応等、国際通商法分野の案件に従事。世界各国での企業結合審査対応や独占禁止法コンプライアンス等、競争法分野におけるアドバイスも行う。

西村あさひ法律事務所では、M&A・金融・事業再生・危機管理・ビジネスタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。

バックナンバーは<<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters>>に掲載しておりますので、併せてご覧ください。

(当事務所の連絡先) 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200

E-mail: info@jurists.co.jp URL: <https://www.jurists.co.jp>